

看護小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書

サンキ・ウエルビィ株式会社

看護小規模多機能型居宅介護重要事項説明

（事業の目的）

第1条 サンキ・ウエルビィ株式会社（以下「事業者」とします。）が開設する、サンキ・ウエルビィ看護小規模多機能センター出雲（以下「事業所」とします。）が行なう指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」とします。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、看護小規模多機能型居宅介護（以下「サービス」とします。）の提供に当る事業所の介護支援専門員、介護従業者及び看護職員（以下「従業者」とします。）が、居宅において要介護状態にある者（以下「利用者」とします。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

（運営の方針）

第2条 事業者は、利用者が要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行なうものとします。事業の実施に当たっては、地域の医療・保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（事業者の概要）

第3条 看護小規模多機能型居宅介護を提供する事業者について

- (1) 法人名 : サンキ・ウエルビィ株式会社
- (2) 法人所在地 : 広島県広島市西区商工センター六丁目1番11号
- (3) 代表者氏名 : 代表取締役 並川 寛
- (4) 電話番号 : 082-270-2266

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所窓口の営業日及び営業時間

(1) サービス提供

- ① 営業日 : 365日
- ② 営業時間 : 24時間

注1) 通いサービスの提供時間は、6時～21時までとします。但し送迎サービス提供時間は、9時～16時までとします。

注2) 宿泊サービスに関する提供時間は、21時～翌6時までとします。

注3) サービス提供時間は、事前に介護支援専門員により計画された居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づくものとします。

(2) サービス受付

- ① 受付日 : 月曜日～金曜日
(祝日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日を除く)
- ② 受付時間 : 8時30分～17時30分

注1）緊急の場合は、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取るものとします。

（サービス提供事業所の概要）

第5条 サービス提供事業所の概要について

事業所名	サンキ・ウエルビィ看護小規模多機能センター出雲
所在地	島根県出雲市大社町北荒木1313
電話番号等	0853-25-7177
指定事業所番号	3290400831
通常の事業の実施地域	出雲市

（事業所の定員及び設備の概要）

第6条 事業所の定員及び設備の概要について

定員	登録定員	18名
	通いサービスの利用定員	9名／1日
	宿泊サービスの利用定員	5名／1日
居間及び食堂	1室（47.62㎡）	
宿泊室	1室（7.83～9.35㎡）／定員5名	
浴室	1室（一般浴）	
相談室	1室	
送迎車	3台（軽車両3台）	

（事業所の職員体制）

第7条

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行ないます。又、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行ないます。

(2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画（以下、「介護計画等」とします。）の作成、法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行等を行ないます。

(3) 介護従業者 6名以上

介護従業者は、当事業所において介護福祉士等の資格を有する者であって、介護計画等に基づき、利用者に対し必要な介護、世話及び支援に当たります。

(4) 看護職員 3名以上

看護職員は、当事業所において看護師、准看護師の資格を有する者であって、利用者に対し必要な介護、看護、世話及び支援を行ないます。

（サービス内容）

第8条 サービスの内容は次の通りとし、通いサービスを中心として、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて随時訪問サービスや宿泊サー

ビスを提供することにより、療養上の管理の下で利用者の居宅における生活の継続を支援するものとします。

2 事業者は、原則として、以下のサービス内容区分の中から介護計画等に基づき、サービスを提供します。

(1) 通いサービス

通いサービスとは、療養上の管理の下、事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行なうサービスです。

(2) 訪問サービス

訪問サービスとは、療養上の管理の下、利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行なうサービスです。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービスとは、療養上の管理の下、事業所に短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行なうサービスです。

(4) 送迎

送迎を必要とする利用者に対し、利用者宅から当該事業所間の送迎サービスを提供します。送迎車両には運転手又は従業員が添乗し、必要な介助を行ないます（送迎、移動、移乗動作の介助）。なお、天候や交通事情など諸般の事情により、所定の送迎時刻と誤差が生じる場合があります。

(5) 相談・助言

利用者及び家族の日常生活における介護などに関する相談及び助言を行ないます。

(6) 行政機関への手続の代行

利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行なうことが困難である場合に限り、利用者の同意を得て、その手続を利用者に代わって提出することができます。

(介護計画等の作成)

第9条 介護支援専門員は、サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の従業員との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画等を作成します。

2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画等について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとします。

3 介護支援専門員は、介護計画等を作成した際には、当該介護計画等を利用者に交付します。

4 介護計画等の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行ない、必要に応じて介護計画等の変更を行ないます。

(サービス利用料金)

第10条 サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に

準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。利用者負担額については、負担割合証に基づき負担割合を確認し請求するものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。なお、サービス利用料金表については別表に記載いたします。

（交通費その他の費用）

第11条 従業者がサービスを提供するため、利用者宅を訪問する際に係る交通費は、第5条に記載する通常の事業の実施地域の利用者は、無料とします。

2 利用者の選択により、第5条の通常の事業の実施地域を越えて行なう訪問サービス及び送迎を提供する場合に要する交通費は、サービス提供地域以外の区間の公共交通機関利用実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所と利用者宅までの標準的な訪問経路の区間でサービス提供地域以外の区間での、自動車使用時の経費〔19円/km〕（別途消費税）及び有料道路代を交通費とします。

3 サービスの提供にあたり、以下の費用が発生した場合には、その費用を事業者を支払います。

① 食事提供に要する費用、②宿泊に要する費用、③おむつ代、④その他サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者の負担が適当であると認められる費用。

朝食	309円
昼食	514円
夕食	514円
おやつ	110円
1泊あたり	2,000円
おむつ代	実費

（キャンセル）

第12条 利用者がサービスの利用の中止（以下「キャンセル」とします。）をする際には、速やかに事業所まで連絡してください。

2 利用者の都合により本サービスをキャンセルする場合には、本サービス利用の前日までに連絡してください。何ら申し出なくサービスがキャンセルされた場合又は当日のキャンセルについては、利用者に次のキャンセル料金が発生します。但し、利用者の容態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料金は発生しません。

連絡時期	キャンセル料金
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	予定されていた食事に要する費用

3 キャンセル料金は、当月分の利用料金の支払いに合わせて請求します。

（支払い方法）

第13条 事業者は、利用実績に基づいて1か月毎にサービス利用料金・その他費用を計

算し請求しますので、翌月末日までに支払うものとします。利用料の支払いと引き換えに領収書を発行します。支払いは下記のいずれかの方法となります。

(1) 金融機関口座からの自動引き落とし

利用できる金融機関：漁業協同組合を除く全ての金融機関

(2) 事業者が指定する口座への振込

広島銀行 広島西支店 普通預金 1674396 サンキ・ウエルビィ（カ

（地域との連携）

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者、その家族、地域住民の代表者、市町の職員又は地域包括支援センターの職員、本サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」とします。）を設置し、おおむね2か月に1回以上、運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

2 事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等、地域との交流を図るものとします。

（事業者及び従業者の義務）

第15条 事業者及び従業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。

2 事業者は、従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

3 事業者は、サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認する等、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

4 事業者は、利用者に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとに利用者又はその家族等による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種介護計画書は、その完結の日から5年間保存し、利用者又はその連帯保証人の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

（緊急時及び事故発生時における対応方法）

第16条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに救急隊、主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、事業所の管理者に報告します。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存するものとします。

4 事業者は、利用者に対するサービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとします。

（虐待防止のための措置）

第17条 事業者は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとし

ます。

- (1) 虐待の防止に関する担当者の設置。
 - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行なう。
 - (4) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修の実施。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行なう調査等に協力するものとします。

（身体的拘束等について）

第18条 事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行ないません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者本人及び家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行なうことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録をし、5年間保存します。

- ①切迫性：直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性：身体的拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③一時性：利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解きます。

また事業者として、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

（成年後見制度の活用支援）

第19条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行なうため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行なうものとします。

（サービスに対する相談・苦情・要望などの窓口）

第20条 サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情等」とします。）については、下記の窓口で対応します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容を記録し、その完結の日から5年間保存し、常に事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。

(1) サービス提供事業所苦情等窓口

苦情など受付担当者	嘉本栄子
苦情など解決責任者	鬼村京子
受付時間	年中無休 24時間
電話番号	0853-25-7177
FAX番号	0853-53-8117

注1) 苦情対応の基本手順

①苦情の受付、②苦情内容の確認、③苦情など解決責任者への報告、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤原因究明、⑥再発防止及び改善の措置、⑦苦情など解決責任者への最終報告、⑧苦情申立者に対する報告。

(2) 事業者以外の苦情等窓口

市 町	受付窓口	出雲市役所高齢者福祉課
	住所	島根県出雲市今市町70番地
	電話番号	0853-21-6972
	FAX番号	0853-21-6974
	受付日時	8時30分～17時15分 (土、日、祝日及び年末年始を除く)
国民健康保険 団体連合会	受付窓口	島根県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
	住所	島根県松江市学園一丁目7番14号
	電話番号	0852-21-2811
	FAX番号	0852-61-9051
	受付日時	9時00分～17時00分 (土、日、祝日及び年末年始を除く)

(非常災害対策)

第21条 事業者は、風水害、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとります。

- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知します。
- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じます。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、計画などの概要を掲示します。また、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難など）を年に2回以上行ないます。

防火管理者 鬼村 京子

(その他留意事項)

第22条 利用者又はその家族は、第9条で定めた業務以外の事項に従業者に依頼することはできません。

- 2 介護従業者は、サービスに伴い、医療行為を行なうことはできません。
- 3 利用者の担当となる従業者の選任及び変更は、利用者に適正且つ円滑にサービスを

提供するため、事業の管理者が行なうものとし、利用者が従業者を指名することはできません。

- 4 利用者が、担当の従業者の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由を明らかにして、当該事業所まで申し出てください。但し、業務上不適当とされる事由が無いと判断される場合には、従業者の変更はできません。
- 5 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがあります。
- 6 サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項に留意ください。
 - (1) 従業者は、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切預かることはできません。
 - (2) 現金や貴重品は、室内に放置せず、目に見えない場所や金庫などに保管してください。
 - (3) 従業者に対する贈り物や飲食等の配慮は、遠慮します。
 - (4) 利用者又はその家族は、利用者の居宅においてサービスを実施するために必要な電気、水道又はガス等の使用を、従業者に無償で許可するものとします。
 - (5) 面会時間は8時30分～19時とします。

（個人情報の使用など及び秘密の保持）

第23条 事業者及び事業所の従業者は、利用者又はその家族の個人情報を保持します。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。事業者は予め書面により同意を得た場合は、サービス担当者会議等、また利用者の安全確保の為必要な場合に、当該個人情報を使用することができます。

（サービスの外部評価の実施状況について）

第24条 当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行なっています。

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
外部評価機関名	運営推進会議
評価結果の開示状況	

別表（看護小規模多機能型居宅介護）

（サービス利用料金）

サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、下記のサービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。利用者負担額については、負担割合証に基づき負担割合を確認し請求するものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。

1 同一建物居住者以外の登録者に対して行なう場合

要介護度	サービス 利用料金 1月につき	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	124,470円	12,447円	24,894円	37,341円
要介護2	174,150円	17,415円	34,830円	52,245円
要介護3	244,810円	24,481円	48,962円	73,443円
要介護4	277,660円	27,766円	55,532円	83,298円
要介護5	314,080円	31,408円	62,816円	94,224円

2 下記に該当する場合には、上記サービス料金に以下の金額を加算します。

加算の種類	要件	サービス 利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
初期加算	当事業所に登録した日から30日以内の期間について算定します。30日を越える病院等への入院後に再び利用した場合も、同様とします。	1日につき 300円	30円	60円	90円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行なった場合に算定します。	1回につき 200円	20円	40円	60円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		1回につき 50円	5円	10円	15円
認知症加算（Ⅲ）	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護	1月につき 7,600円	760円	1,520円	2,280円

	を行なった場合に算定します。				
認知症加算 (Ⅳ)	周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする要介護2の認知症の利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行なった場合に算定します。	1月につき 4,600円	460円	920円	1,380円
退院時共同 指導加算	入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、当事業所の看護師、理学療法士等が退院時共同指導を行なった後、退院後に初回訪問看護サービスを行なった場合に算定します。	1回につき 6,000円	600円	1,200円	1,800円

3 算定基準に適合していると届け出ている加算については、上記サービス料金に以下の金額を加算します

加算の種類	要件	算定	サービス 利用料金	利用者負担額		
				1割	2割	3割
認知症加算 (Ⅰ)	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、		1月につき 9,200円	920円	1,840円	2,760円
認知症加算 (Ⅱ)	専門的な認知症ケアを行なった場合に算定に算定します。		1月につき 8,900円	890円	1,780円	2,670円
若年性認知 症利用者受 入加算	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に専門的な認知症ケアを行なった場合に算定します。	●	1月につき 8,000円	800円	1,600円	2,400円
栄養アセス メント加算	従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行ない、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養		1月につき 500円	50円	100円	150円

	管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。					
栄養改善加算	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成するなど、栄養改善サービスを行なった場合に算定します。		月 2 回を 限度 2,000 円	200 円	400 円	600 円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として口腔清掃指導や摂食嚥下訓練の実施等を個別的に実施した場合に算定します。		月 2 回を 限度 1,500 円	150 円	300 円	450 円
口腔機能向上加算（Ⅱ）			月 2 回を 限度 1,600 円	160 円	320 円	480 円
緊急時対応加算	利用者の同意を得て、利用者又は家族と 24 時間連絡でき、計画的に訪問することとなっていない緊急時の訪問を必要に応じて行なう体制にある場合に算定します。	●	1 月につき 7,740 円	774 円	1,548 円	2,322 円
特別管理加算（Ⅰ）	訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行なった場合に算定します。	●	1 月につき 5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算（Ⅱ）			1 月につき 2,500 円	250 円	500 円	750 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が、計画的な管理を行なった場合に算定		月 1 回を 限度 2,500 円	250 円	500 円	750 円

	します。					
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行なった場合（死亡月に1回）	●	死亡月につき 25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行なった場合に算定します。		死亡月につき 1,500円	150円	300円	450円
看護体制強化加算（Ⅰ）	医療ニーズの高い利用者へのサービス提供体制を強化した場合に算定します。		1月につき 30,000円	3,000円	6,000円	9,000円
看護体制強化加算（Ⅱ）			1月につき 25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問体制強化加算	登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に算定します。		1月につき 10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	登録者の居宅における生活を継続するためのサービスの提供体制を強化した場合に算定します。	●	1月につき 12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）			1月につき 8,000円	800円	1,600円	2,400円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	継続的に利用者ごとの褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、そのケアの内容や状態を記録するなどの褥瘡管理を実施してい		1月につき 30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）			1月につき 130円	13円	26円	39円

	る場合に算定します。					
排せつ支援 加算（Ⅰ）	排せつに介護を要する利用者であって、適切な対応を行なうことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同で、当該利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。		1月につき 100円	10円	20円	30円
排せつ支援 加算（Ⅱ）			1月につき 150円	15円	30円	45円
排せつ支援 加算（Ⅲ）			1月につき 200円	20円	40円	60円
科学的介護 推進体制加 算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を看護小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。		1月につき 400円	40円	80円	120円
生産性向上 推進体制加 算（Ⅰ）	介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。		1月につき 1,000円	100円	200円	300円
生産性向上 推進体制加 算（Ⅱ）			1月につき 100円	10円	20円	30円
サービス提 供体制強化 加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行なった場合に、当該基準に掲げる所定単位数を加算しま		1月につき 7,500円	750円	1,500円	2,250円
サービス提 供体制強化 加算（Ⅱ）			1月につき 6,400円	640円	1,280円	1,920円
サービス提 供体制強化			1月につき	350円	700円	1,050円

加算(Ⅲ)	す。		3,500円			
-------	----	--	--------	--	--	--

加算の種類	算定	サービス利用料金に割増料金を加算 1月につき
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		14.9%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	●	14.6%

注1) 介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行なう事業所に認められる加算です。

出雲市 看護小規模多機能型居宅介護 独自報酬

加算の種類	サービス利用料金 1月につき	利用者負担額		
		1割	2割	3割
加算Ⅰ（体制加算）	2,000円	200円	400円	600円
加算Ⅱ（対象者加算）	2,000円	200円	400円	600円
加算Ⅳ（対象者加算）	2,000円	200円	400円	600円
加算Ⅴ（対象者加算）	2,000円	200円	400円	600円
加算Ⅵ（対象者加算） （1）を満たす場合	2,000円	200円	400円	600円
加算Ⅵ（対象者加算） （2）を満たす場合	1,000円	100円	200円	300円

注2) 独自報酬加算Ⅰは、日中の時間において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で1を加えた数以上の介護従業者を配置している場合に加算します。

注3) 独自報酬加算Ⅱは、認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者を受け入れている場合に加算します。但し、既存の「認知症加算」の対象者は除きます。

注4) 独自報酬加算Ⅳは、独居の利用者、もしくは利用者以外の全世帯員が要介護度3以上の利用者に対してサービスの提供を行なっている場合に加算します。但し、宿泊サービスの利用日数がその月において15日以上である月については対象となりません。

注5) 独自報酬加算Ⅴは、(1)又は(2)のどちらかを満たす場合に加算します。

(1) 1月60回以上(2月においては56回以上)の訪問サービスを提供する利用者を受け入れている。

(2) 要介護1又は要介護2の利用者で、通いサービスと訪問サービスの回数を併せて週平均10回以上提供している。但し、事業所と同一建物に居住する利用者への訪問サービスは対象となりません。

注6) 独自報酬加算Ⅵは、

(1) 適切な看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供されたサービスにより、利用者の要介護度区分が改善した場合(利用開始後6か月を経過した後)に算

定する。

- (2) 要介護1又は要介護2の利用者で適切な看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供されたサービスにより、利用者の要介護度区分を維持した場合（利用開始後6か月を経過した後）に算定する。

- 4 利用者が本サービスを月途中で開始した場合又は月途中で中止した場合の利用料金は以下の金額となります。

- (1) 同一建物居住者以外の登録者に対して行なう場合

要介護度	サービス利用料金 1日につき	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	4,090円	409円	818円	1,227円
要介護2	5,720円	572円	1,144円	1,716円
要介護3	8,050円	805円	1,610円	2,415円
要介護4	9,130円	913円	1,826円	2,739円
要介護5	10,330円	1,033円	2,066円	3,099円

- 5 償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、事業者に支払います。この場合には、後日、事業者が利用者に対して渡す領収証及びサービス提供証明書を保険者（市町）の窓口にて提示して承認された後、利用者には、利用者負担額分を除いた金額が払い戻されます。

- 6 本契約の有効期間中、介護保険関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用します。この場合、事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。

事業者は、利用者又はその家族並びに連帯保証人に対し、本重要事項説明書により重要事項について20 年 月 日説明を行ないました。

利用者又はその家族並びに連帯保証人は、サービスの提供開始に伴い、重要事項について説明を受け同意し交付を受けました。

同意日及び交付日 20 年 月 日

<利用者> 住所 出雲市

氏名.....

<代理人> 住所

氏名.....

(利用者との続柄)

<署名代行人> 住所

氏名.....

(利用者との続柄)

<立会人> 住所

氏名.....

(利用者との続柄)

<連帯保証人> 住所

氏名.....

(利用者との続柄)

<事業者> サンキ・ウエルビィ株式会社
代表取締役 並川 寛

<事業所> 事業所名 サンキ・ウエルビィ看護小規模多機能センター出雲
住所 島根県出雲市大社町北荒木1313

説明者.....印